

 \circ

山形県公朝

平成24年5月29日(火) 第2346号

毎週火・金曜日発行

=	日		
	=111	^	
	訓	令	
○小牧川上流水門及び小牧川本川水門操作○青竜寺川水門及び丸岡分水堰操作規則…	=規則		
○青竜寺川水門及び丸岡分水堰操作規則…			(同) …663
	告	示	
○救急病院等の告示			·····(地域医療対策課)…664
○山形県保育所整備資金利子補助金交付規	見程の一部を改	な正する規程	(子育て支援課)… 同
○定数漁業に係る許可及び認可の申請期間			
○県営土地改良事業計画の決定			
○土地改良区の定款変更の認可			
○基本測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
○公共測量の実施の通知····································			(同)…同
○ 兼用工作物の管理協定の締結			
○ 飛川工下物の自在 励 定 り 柳 柏			(17) /川 麻/ 円
	教育委員	会関係	
	訓	令	
○山形県教育委員会文書管理規程の一部を	改正する訓令	<u>}</u>	667
	労働委員	会関係	
	告	示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律	は第5条第2項	頁の規定による告:	示 同
	公	告	
○家畜人工授精に関する講習会の実施			(畜 産 課)…668
○家畜人工授精に関する講習会修業試験の			
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の			
○県営住宅入居者の一般公募			
			·········· (最上総合支庁建築課) ···672
○同			(庄内総合支庁建築課)…675
	正	誤	

661

訓令

山形県訓令第11号

県土整備部 庄内総合支庁

小牧川上流水門及び小牧川本川水門操作規則を次のように定める。 平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

小牧川上流水門及び小牧川本川水門操作規則

(理則)

第1条 小牧川上流水門(以下「上流水門」という。)及び小牧川本川水門(以下「本川水門」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 上流水門及び本川水門の操作は、小牧川の流水を分流することにより、安全な流水の疎通を図ることを目的とする。

(操作の方法及び基準)

- 第3条 庄内総合支庁建設部長(以下「建設部長」という。)は、機械操作の方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより上流水門及び本川水門を操作するものとする。
 - (1) 小牧川の最も上流に取り付けられた量水標において測定した水位(以下「小牧川上流水位」という。)が標高1.90メートルに達し、さらに上昇するおそれがある場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 小牧川上流水位が標高1.90メートル未満となり、再び上昇するおそれがなくなるまで、上流水門を全開し、かつ、本川水門を全閉すること。
 - (2) 小牧川上流水位が標高1.90メートルに達し、さらに上昇するおそれがある場合で、小牧川水門の下流側の量水標において測定した水位(以下「外水位」という。)が標高2.44メートルに達し、外水位が小牧川水門の上流側の量水標において測定した水位(以下「内水位」という。)以上となるとき 外水位が内水位を下回るまで、上流水門を全閉し、かつ、本川水門を全開すること。
 - (3) 前号に定めるところにより操作した場合でその後外水位が内水位を下回ったとき 小牧川上流水位が標高 1.90メートル未満となり、再び上昇するおそれがなくなるまで、上流水門を全開し、かつ、本川水門を全閉すること。
 - (4) 前3号に掲げる場合以外の場合 上流水門及び本川水門を全開すること。
- 第4条 建設部長は、事故その他やむを得ない事情がある場合は、前条の規定にかかわらず、必要な限度において、 上流水門及び本川水門を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

- 第5条 建設部長は、第3条の規定により上流水門及び本川水門を操作する場合は、あらかじめ、県土整備部長が 定める関係機関(以下「関係機関」という。)に通知しなければならない。
- 2 建設部長は、本川水門を全開する場合は、あらかじめ、本川水門を全開することにより危険を及ぼすおそれのある者に対して、県土整備部長が定める方法により警告しなければならない。

(洪水警戒体制)

- 第6条 建設部長は、小牧川上流水位が標高1.55メートルに達し、さらに上昇するおそれがある場合その他洪水が 発生するおそれがある場合は、直ちに洪水警戒体制をとらなければならない。
- 2 建設部長は、前項の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。 (1) 上流水門及び本川水門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
 - (2) 関係機関との連絡、上流水門及び本川水門の管理上必要な気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
 - (3) 前2号に掲げる措置のほか、上流水門及び本川水門の管理上必要な措置
- 3 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(点検及び整備)

第7条 建設部長は、上流水門及び本川水門並びにこれらを操作するため必要な機械、器具等を常に良好な状態に

保つため、毎月1回以上、県土整備部長の定めるところにより、点検及び整備を行わなければならない。 (観測)

第8条 建設部長は、県土整備部長の定めるところにより、上流水門及び本川水門を操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録及び保存)

- 第9条 建設部長は、上流水門又は本川水門を操作したときは、県土整備部長が定める事項を記録し、これを保存 しなければならない。
- 2 建設部長は、上流水門及び本川水門の管理に関する事項について、県土整備部長が定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の事項は、県土整備部長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第12号

県土整備部 庄内総合支庁

青竜寺川水門及び丸岡分水堰操作規則を次のように定める。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

青竜寺川水門及び丸岡分水堰操作規則

(通即)

第1条 知事が管理する青竜寺川水門(以下「水門」という)及び丸岡分水堰の操作については、この規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門及び丸岡分水堰の操作は、青竜寺川の流水を分流することにより、安全な流水の疎通を図ることを目的とする。

(操作の方法及び基準)

- 第3条 庄内総合支庁建設部長(以下「建設部長」という。)は、機械操作の方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより水門及び丸岡分水堰を操作するものとする。
 - (1) 国土交通省が管理する青竜寺川水門が全閉している場合 水門を全閉し、かつ、丸岡分水堰を全開すること。
 - (2) 赤川頭首工から通水が行われている場合で、丸岡水位観測局に設置されている量水標において測定した水位 (以下「丸岡水位」という。)が1.55メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき(前号に掲げる場合 を除く。) 丸岡水位が0.75メートル未満となり、再び上昇するおそれがなくなるまで、水門を全閉し、か つ、丸岡分水堰を全開すること。
 - (3) 赤川頭首工から通水が行われていない場合で、丸岡水位が1.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき (第1号に掲げる場合を除く。) 丸岡水位が0.40メートル未満となり、再び上昇するおそれがなくなるまで、水門を全閉し、かつ、丸岡分水堰を全開すること。
 - (4) 前3号に掲げる場合以外の場合 水門を全開し、かつ、丸岡分水堰を全閉すること。
- 第4条 建設部長は、事故その他やむを得ない事情がある場合は、前条の規定にかかわらず、必要な限度において、 水門及び丸岡分水堰を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

- 第5条 建設部長は、第3条の規定により丸岡分水堰を全開する場合は、あらかじめ、県土整備部長が定める関係機関(以下「関係機関」という。)に通知しなければならない。
- 2 建設部長は、丸岡分水堰を全開する場合は、あらかじめ、丸岡分水堰を全開することにより危険を及ぼすおそれのある者に対して、県土整備部長が定める方法により警告しなければならない。

(洪水警戒体制)

- 第6条 建設部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに洪水警戒体制をとらなければならない。
 - (1) 赤川頭首工から通水が行われている場合で、丸岡水位が1.20mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。

- (2) 赤川頭首工から通水が行われていない場合で、丸岡水位が0.65mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (3) 国土交通省が管理する青竜寺川水門について洪水警戒体制をとった旨の通知を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、洪水が発生するおそれがある場合。
- 2 建設部長は、前項の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 水門及び丸岡分水堰を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
 - (2) 関係機関との連絡、水門及び丸岡分水堰の管理上必要な気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
 - (3) 前2号に掲げる措置のほか、水門及び丸岡分水堰の管理上必要な措置
- 3 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(点検及び整備)

- 第7条 建設部長は、水門及び丸岡分水堰並びにこれらを操作するため必要な機械、器具等を常に良好な状態に保っため、毎月1回以上、県土整備部長の定めるところにより、点検及び整備を行わなければならない。 (観測)
- 第8条 建設部長は、県土整備部長の定めるところにより、水門及び丸岡分水堰を操作するため必要な気象及び水 象の観測を行わなければならない。

(記録及び保存)

- 第9条 建設部長は、水門又は丸岡分水堰を操作したときは、県土整備部長が定める事項を記録し、これを保存しなければならない。
- 2 建設部長は、水門及び丸岡分水堰の管理に関する事項について、県土整備部長が定める事項を記録し、これを 保存しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の事項は、県土整備部長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県告示第548号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	名					称		所	在	地	認定期間
鶴	岡	市	立	荘	内	病	院	鶴岡市泉町4	番20号		平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで
医损	療法ノ	人社	団小	白川	至誠	戈 堂病	病院	山形市東原町	一丁目12番26号		平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで

山形県告示第549号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.65パーセント」を「年0.60パーセント」に、「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改め る。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年5月16日から適用する。
- 2 平成24年5月16日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合について は、なお従前の例による。

山形県告示第550号

山形県海面漁業調整規則(昭和39年7月県規則第58号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、同規則第25条の規定により定数が定められた漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 漁業の種類

小型機船底びき網漁業

2 申請期間

平成24年5月30日から同年6月25日まで

山形県告示第551号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営最上川中流地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営最上川中流地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

山形市役所、上山市役所、天童市役所、山辺町役場

3 縦覧に供する期間

平成24年6月4日から同年7月2日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第552号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

最上町土地改良区

2 事務所の所在地

最上郡最上町大字向町674番地

3 認可年月日

平成24年5月21日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第553号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を 実施する旨の通知があった。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 基本測量を実施する地域

山形県内全域

2 基本測量を実施する期間

平成24年5月25日から平成25年3月29日まで

3 作業の種類

基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量

山形県告示第554号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施する地域

酒田市全域

2 公共測量を実施する期間

平成24年5月14日から平成25年1月7日まで

3 作業の種類

公共測量(都市計画)

山形県告示第555号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

上山市内

2 公共測量を実施する期間

平成24年4月23日から平成25年3月15日まで

3 作業の種類

公共測量(都市計画)

山形県告示第556号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 河川の名称

一級河川最上川水系立谷沢川

2 河川管理施設の名称

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

東田川郡庄内町肝煎字板敷40番3地先から

同 字家の前田66番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 庄内町

住 所 東田川郡庄内町余目字町132番地1

代表者の氏名 庄内町長 原 田 眞 樹

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成24年5月22日以降道路の存続する期間

教育委員会関係

訓令

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中 教育機関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成24年5月29日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「本庁にあつては課の課長補佐(2名以上の課長補佐を置く場合にあつては、課長が指名する者)」を「本庁の課にあつては課長補佐又は課長補佐に準ずる職にある者(これらの者を2名以上置く場合にあつては、課長が指名する者)」に改める。

第35条第1項中「施行文書」を「施行文書等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、発送部数の特に多いものについては、同訓令第9条に規定する手続に従い、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができることとし、次に掲げる文書については、原則として公印の押印を省略するものとする。

第35条第1項各号を次のように改める。

- (1) 書簡文書等押印しないことが通例とされる文書
- (2) 往復文書(法令上の効力を有するもの等その内容が特に重要なものを除く。)
- (3) 前2号に掲げる文書のほか、総務課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

第35条第2項中「場合、施行文書(書簡文書並びに県教育委員会の機関及び他の県の機関に対して発するものを除く。)」を「場合は、必要に応じて施行文書等」に改める。

第35条の2中「施行文書」を「施行文書等」に改める。

附則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

労働委員会関係

告 示

山形県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成24年5月17日認定した。

なお、平成23年5月31日山形県労働委員会告示第1号(地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の 規定による告示)は、廃止する。

平成24年5月29日

山形県労働委員会

会 長 立 松

潔

- 1 地方公営企業等の名称 県が経営する病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤	務	笛	所	労働組合法第2条第1号に規定する者
	本		局	局長、県立病院課長、県立病院課経営企画主幹、同課副主幹、同 課課長補佐(課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及 び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。)、同課管理主
Щ				査、同課経営施設主査、同課管理係長、同課主査(人事、服務、 組織又は給与に関する事務を担当する者に限る。)
形				院長、副院長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、中央放射線部
県	山形県	立中,	央 病 院	診療放射線主幹、中央検査部臨床検査主幹、事務部総務課長、同 部経営戦略課長、同部医事相談課長
病	山形県	立新	主 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部 長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事相談課長
院	山 形 県	立河	北 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部 長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長
事	山 形 県	立鶴	岡 病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部 長、薬剤科薬局長、事務部総務経営課長
業	山形県立がん・生活習慣病セン			所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画 主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務課
局	ター			長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長
	山形県立	救命救急 [、]	センター	所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画 主幹、看護部長、同部副看護部長、事務部総務課長、同部経営戦 略課長、同部医事相談課長

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 講習会の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成24年7月9日(月)から同年8月6日(月)まで
 - (2)場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地 山形県農業総合研究センター畜産試験場
- 2 対象となる家畜の種類

牛

3 受講手続

受講願書を平成24年6月12日(火)までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による平成24年度家畜人工授精に関する講習会の 修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 試験の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成24年8月7日(火)から同月9日(木)まで
 - (2)場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地 山形県農業総合研究センター畜産試験場
- 2 受験手続

受験願書を平成24年8月6日(月)までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部畜産課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成24年度山形県建設事業情報総合管理システムに係るソフトウェアの賃貸借サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号

- 5 随意契約に係る契約金額 40,446,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第2号該当

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年5月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

	金	日分 第	20%	S 受									
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	五 200 200	200	009	37, 000	200	36, 400	57, 200	800	36, 400	44, 400	26, 100	25, 300
	00円 収入が1 00円 を超え2 以下の4) H 23,) 23,) 31,) 26,) 50,		-		
無	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	23, 200	23, 200	30, 300	32, 100	22, 700	31,600	49, 600	44,000	31,600	38, 500	22, 700	22,000
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	22,000	22,000	26, 500	28, 100	19,800	27, 600	43, 400	38, 500	27,600	33, 700	19,800	19, 200
	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	日,500	19, 500	23, 500	24, 900	17, 600	24, 500	38, 500	34, 200	24, 500	29, 900	17, 600	17,000
₩	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日 17,000	17,000	20,500	21,800	15, 400	21, 400	33, 600	29, 900	21, 400	26, 100	15, 400	14,900
	収入が 104, 000円 以下の者	日 14,700	14, 700	17,800	18,800	13, 300	18, 500	29, 100	25, 900	18, 500	22, 600	13, 300	12,900
	区	一般用	1111	Ē	Œ	匣	匣	特定目的用 (高齡·身障者用)	Ē	一般用	匣	1=	恒
古く	以 京 数 教	-	Н	Ţ	Ţ	-		1	Ţ	T	Н	H	1
格	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 51.2	51.2	59. 3	58. 4	54.6	61.0	79.9	70. 1	64. 2	69. 4	59. 3	54.6
箱	住宅形式	3 K	恒	3 D K	冝	<u>II</u>	冝	3 L D K	2 L D K	3 D K	匣	1111	匝
	所 在 地	山形市大野目二 丁目 2 —52	同 2 — 46	同 円応寺町 21-27	同 桧町四丁 目12-16	上山市旭町二丁 目7-1	天童市駅西二丁 目2-31	同 南町三丁 目18-1	同 18-4	東村山郡山辺町 近江1-1	同 中山町 大字長崎881- 2	西村山郡大江町大字藤田字藤田原264-3	村山市楯岡笛田
	名称	県営五十鈴アパ 一ト1号	同 3号	同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 桧町アパー ト1号	同 鷺ヶ袋アパ ート1号	同 天童駅西アパート3号	同 天童南部ア パート1号	同 4号	同 近江アパー ト1号	同 中原アパー ト2号	同 左沢アパー ト	同 楯岡アパー

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成24年6月6日~同月12日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間:午前10時から午後6時)(ただし、郵送の場合は平成24年6月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成24年8月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定 おり行う。	により、山形県	県営住宅	の入居者の	の一般公募を次のと
平成24年 5 月 29 日	山形県知事	吉	村	美栄子

報

県営住宅の名称等	李														
		箱	容	和			※			街具					
名	所 在 地	住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面 積	17 万条数	X X	収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 収 を超え139,000円 複 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	敷金	摇	瞅	
県営若葉東アパ 一ト (243)	は	3 D K	平方メートル 63.5	1	一般用	日 16,100	月 18,600	21,300	24,000	日 27,400	31,600	80日を27年を20年の2月を20日本の2月が20日本の2月が20日本の2月が20日本の2月に20日本の2月に20日本の2日本の2日本の2日本の2日本の2日本の2日本の2日本の2日本の2日本の2			

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成24年6月1日~同月7日まで(ただし、郵送の場合は平成24年6月7日までの消印のある ものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 新庄市金沢字大道上2034 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所
- 5 入居の時期 平成24年7月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号) おり行う。 平成24年 5 月29日	第22条第1項の	の規定によ	より、山形県県	営住宅の	入居者の) — 般	:公募	を次のと
十 <u>灰23</u> 十 0 万 20 日		I	山形県知事	吉	村	美	栄	子

圉 শ の家賃 に相当 月分 する額 金 敷 ಣ 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 E 800 47,300 500 200 000 100 100 700 27, 40, 43, 30, 30, 34, 36, 出0000, 400 37,900 900 200 400 500 300 500 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 35, 37, 26, 26, 31, 23, 29, 篖 出出000 000 900 800 500 100 100 100 400 収入が139,0 を超え158,0 以下の者 31, 23, 27, 33, 33, 22, 25, 20, 田000 400 400 400 300 500 900 300 200 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 27, 20, 24, 18, 29, 29, 20, 22, 田000 ₩ 000 17,900 900 700 700 17,700 000 200 収入が104, (を超え123, (以下の者 24, 25, 25, 15, 20, 21, 収入が 104,000円 以下の者 800 200 200 400 500 17,300800 400 15, 15, 20, 22, 22, 18, 13, 尔 般用 <u>1</u>= <u>1</u>= <u>[</u>[ĪĒ 10 10 \times 募 数 \vdash $\overline{}$ \vdash \vdash \vdash 么 正 1万当たり 住戸専用 面 積 平方メートル 77.0 1万当たり 住戸専用 面 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ 2 $^{\circ}$ 3 容 69. 69. 51. 63. 64. 59. 51. X 住宅形式 DK DK \times LDI斑 10 ĪΠ̈́ О 10 <u>1</u>= က $^{\circ}$ \mathfrak{C} $_{\rm Cl}$ 飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2 原町19 広町23 臣 23] 東泉町P 7目15-21 9田市若宮町-7目1-1 がね - 1 型 $_{\rm Cl}$ 市美月 こ*が* 国21 在 \mathbb{H} 画 —63 画 —62 刑 <u>| |</u> 匝一 酒丁 <u>1</u>= 県営住宅の名称等 1 % % 原アパー アパー 遊佐アパー こがねア/ト1号 苓 東泉ア/ 号 広ア、 営業 3号 末号 ΠÞ 谷 $^{\circ}$ $_{\circ}$ ₩ ← 10 <u>1</u>= īī J

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1) に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成24年6月5日~同月11日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間:午前10時から午後5時)(ただし、郵送の場合は平成24年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所
- 5 入居の時期 平成24年8月上旬

誤 正 県公報 発行年月日 行 誤 正 番 号 号外 (52) 申出人 申出 昭和44.10.9 6 下から7 平成24. 4. 1 号外 (10) 1 下から22 誤 村山総合支庁 村山総合支庁 総務企画部総 書記長補佐 総務企画部総 書記長補佐 務課長 務課長 を 村山総合支庁 総務課長 総務企画部地 総務課長 域振興課長 正 村山総合支庁 村山総合支庁 地方書記長補 地方書記長補 総務企画部総 総務企画部総 佐 務課長 務課長 を 村山総合支庁 総務課長 総務企画部地 総務課長 域振興課長 同 同 同 下から11 誤 最上総合支庁 最上総合支庁 書記長補佐 総務企画部総 書記長補佐 総務企画部総 務課長 務課長 を 最上総合支庁 総務課長 総務企画部地 総務課長 域振興課長 正 最上総合支庁 最上総合支庁 地方書記長補 地方書記長補 総務企画部総 総務企画部総 佐 務課長 務課長 を 最上総合支庁 総務課長 総務企画部地 総務課長 域振興課長

地方書記長補
佐庄内総合支庁
総務企画部総
務課長庄内総合支庁
総務企画部地
域振興課長

地方書記長補 佐	庄内総合支庁 総務企画部総 務課長	
総務課長		

平成24年5月29日 (火曜日) **山 形 県 公 報 第2346号**

同 号外 (12) 1 下から10

誤

同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項職級4の欄中「課長」を削り、

 \mathbb{F}

同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項中

を

課長 専門員 鶴岡病院及び がん・生ンタ 慣病セント の薬局長 動薬局長 技師長 専門員 鶴岡病院及び がん・生活習 慣病センター の薬局長 財師長

に改め、

誤

正

同

同

司

同

5

司

下から15

下から12

所長、副所長

所長、副所長

所長 所長

680

平成24年5月29日印刷 平成24年5月29日発行 発行所 山 発行人 山

ш #/ Ш #/

形 県 庁 形 県

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。